

令和7年度 環境監査実施結果報告書

ひらつかエコモード基本マニュアル3.6.1に従い、令和7年度環境監査の実施結果を報告します。

1 環境監査の概要

- (1) 令和7年度は、前年度監査における「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「廃掃法」という。)を中心とした是正事項を踏まえ、事務局が「廃棄物の適正処理」を共通監査項目として設定しました。その他、環境法令の順守状況を確認するため、「環境法令順守シート」や「環境法令ガイド」等の資料に基づき、各監査班が各被監査課における施設や事業の特性に応じた監査項目を設定しました。

[共通監査項目]

・ 廃棄物の適正処理

毎年、市の廃棄物処理について、廃掃法及び関連法規が順守されていない事案があり、是正事項の指摘があるため、法令順守の定着を図るものとして設定。

[その他]

・ 施設や事業特性に応じた監査項目

施設の機器や設備が法令を順守し、維持管理されているかを監査するものとして設定。

- (2) 6部10課の所管する施設を監査の対象としました。

公営事業部	事業課(平塚競輪場)
市民部	協働推進課(ひらつか市民活動センター)、文化・交流課(ひらしん平塚文化芸術ホール)
健康・こども部	こども家庭課(くれよん)、保育課(港こども園)
環境部	環境施設課(遠藤原最終処分場)
土木部	下水道整備課(桜ヶ丘ポンプ場)、道路管理課(豊田資材置場)
学校教育部	教育総務課(崇善小学校)、学校給食課(学校給食センター)

- (3) 各部局から推薦された18名により、6班体制(各班3名)で環境監査を実施しました。

2 環境監査の実施結果

- (1) 廃棄物の適正処理及び施設や事業特性に応じた法令順守の状況を監査した結果、是正事項として「産業廃棄物保管場所の掲示板設置」や「産業廃棄物管理票(マニフェスト)の取扱」等の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃掃法)」に関連する事項を中心に観察事項12件、改善事項10件の指摘がありました。

事業課（平塚競輪場）	
改善事項	<ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物の保管場所3箇所のうち、2箇所に保管場所の表示が設置されておらず、表示されている1箇所も、法令の要件を満たすサイズではありませんでした。「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に係る関係法令の要件を備えた掲示板を設置してください。
観察事項	<ul style="list-style-type: none"> 紙マニフェストA票にB2・D・E票の照合確認日の記載が漏れていました。紙マニフェストA票に照合確認日を記載してください。記載時は、環境省令で定める返送期限を確認してください。また、紙マニフェストを票ごと（例えばA票はA票だけでまとめている）にまとめて管理されていますが、排出事案ごとに、一式まとめて管理すると、処理の後追いが行いやすいので、管理方法を見直してください。
文化・交流課（ひらしん平塚文化芸術ホール）	
改善事項	<ul style="list-style-type: none"> ビン、カン、廃プラスチックの排出について、産業廃棄物の委託契約書及びマニフェストが確認できませんでした。契約内容や処分方法を確認し、適正な処理に改善するよう指定管理者へ指導してください。
こども家庭課（くれよん）	
観察事項	<ul style="list-style-type: none"> 環境等法令順守シートで、エアコンの室内機の台数が確認できませんでした。台数、管理番号、家庭用・業務用の区別ができるよう記載してください。 施設で発生したおもちゃ等を廃棄する際に、職員が市役所別館の廃棄物保管場所へ搬出していました。処分方法や排出先について検討してください。
保育課（港こども園）	
改善事項	<ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物の保管場所に必要な掲示板が設置されていませんでした。「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に係る関係法令の要件を備えた掲示板を設置してください。
観察事項	<ul style="list-style-type: none"> 第一種特定製品の簡易点検記録簿に室外機、室内機の型番が記載されておらず、どの機種かの点検が済んでいるのかが分かりにくい状況でした。簡易点検記録簿に室外機、室内機の型番を記入してください。 電子及び紙マニフェストは適正に管理されていましたが、マニフェストA票の最終処分終了日に一部記載漏れがありました。最終処分終了日を記入してください。

環境施設課（遠藤原最終処分場）	
改善事項	<ul style="list-style-type: none"> 環境法令順守シートに記載のないフロン法対象機器が2台あり、3カ月に1度の簡易点検が実施されていませんでした（定格出力は7.5Kw未満なので定期点検は不要です）。環境法令順守シートに対象機器2台を追加し、簡易点検を実施してください。
下水道整備課（桜ヶ丘ポンプ場）	
改善事項	<ul style="list-style-type: none"> し渣と汚泥の保管場所に掲示板がありませんでした。「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に係る関係法令の要件を備えた掲示板を設置してください。
観察事項	<ul style="list-style-type: none"> 紙マニフェストの保管管理や各票の日付確認は行われていましたが、マニフェストA票の照合確認日の記載が漏れていました。紙マニフェストA票に照合確認日を記載してください。
道路管理課（豊田資材置場）	
改善事項	<ul style="list-style-type: none"> PCB 保管場所の掲示板が産業廃棄物となっていました。特別管理産業廃棄物であるため、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に係る関係法令の要件を備えた掲示内容としてください。
観察事項	<ul style="list-style-type: none"> 環境法令順守シートに産業廃棄物に関する記載がありませんでした。環境法令順守シートの記載内容を見直してください。 保管している PCB 廃棄物に関する「緊急時等汚染防止管理手順書」に更新されていない箇所がありました。変更がある場合には、その都度更新してください。
教育総務課（崇善小学校）	
改善事項	<ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物の保管場所に掲示板が設置されていませんでした。また、産業廃棄物を保管するコンテナに破損があり、流出等の可能性があります。見やすい場所に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に係る関係法令の要件を備えた掲示板を設置してください。各学校が法令を遵守するための仕組みについても検討してください。 各学校で使用済みの蛍光灯（水銀使用製品）については、教育総務課の職員が各学校を巡回し、回収しているとのことですが、回収後の保管場所を定めていない状況でした。保管場所を定め、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に係る関係法令の要件を備えた掲示板を設置してください。
観察事項	<ul style="list-style-type: none"> 環境法令順守シートに産業廃棄物に関する記載がありませんでした。環境法令順守シートの記載内容を見直してください。

	<ul style="list-style-type: none"> 紙マニフェストA票にB2・D・E票の照合確認日の記載が漏れていました。照合確認日を記載してください。記載時は、環境省令で定める返送期限を確認してください。
学校給食課（学校給食センター）	
改善事項	<ul style="list-style-type: none"> 神奈川県への紙マニフェスト交付等状況の報告が確認できませんでした。報告がないようであれば、県へ報告してください。 産業廃棄物の保管場所には、見やすい場所に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に係る関係法令の要件を備えた掲示板を設置する必要がありますが、法令の要件を満たすサイズではありませんでした。法令の要件を備えたサイズの掲示板を設置してください。
観察事項	<ul style="list-style-type: none"> 紙マニフェストA票にB2・D・E票の照合確認日の記載が漏れていました。紙マニフェストA票にB2・D・E票の照合確認日を記載してください。記載時は、環境省令で定める返送期限を確認してください。 環境法令等順守シートの少量危険物貯蔵施設に軽油のみ記載されていましたが、軽油のほかに潤滑油も貯蔵していました。環境法令順守シートの記載内容を見直してください。

(2) 今回の環境監査において、2件の事項を、他の職場の模範となるような良好事項としました。

道路管理課（豊田資材置場）

『PCB保管場所の工夫』

浸水防止のため、PCB保管場所を一段高く底上げをしていました。また、飛散防止のため、袋詰めをしたうえで、ドラム缶に保管していました。

環境施設課（遠藤原最終処分場）

『緊急事態訓練の徹底』

緊急時等汚染防止管理手順書に基づく、緊急事態訓練は、エコモードでは年1回実施することとしていますが、毎月実施していました。作成した手順書に定められた4つのテーマから月に1つ選び、年3回ずつ計12回実施していました。

3 今後の環境活動に向けて

環境法令の順守状況の監査を実施した結果、「廃掃法」に関連する是正事項が、複数の部署及び指定管理者で確認されました。これらは過年度の監査においても課題となっていた事項であり、研修やポータル機能を活用した周知啓発を徹底するとともに、廃掃法に関する順守状況を確認する仕組みを作り、環境マネジメントシステムを通じて法令順守状況の確認を継続していく必要があります。